

# 「情熱！みやざき」マークの使用要領

JA宮崎経済連 企画広報室

「みやざきブランドづくり運動」を展開する上で、シンボリック役割を果たす「情熱！みやざき」マーク。

この「情熱！みやざき」マークの使用方法については、下記の通りとする。

## 1. 「情熱！みやざき」マーク

「情熱マーク」については、別添「商標出願・登録の状況(特許庁HPより抜粋)」について記載されている内容とする。

県産原料又は県産加工を原則とし、産地が「宮崎」ということが確定できる商品又は品目について使用を認めるものである。

## 2. 「情熱！みやざき」マークの管理

- (1)「情熱！みやざき」マークの商標は、宮崎県経済農業協同組合連合会が商標として登録しており、この要領に基づき管理する。
- (2)この要領に反する使用があった場合は、排除措置を講じることができるものとする。

## 3. 使用方法及び使用用途

「情熱！みやざき」マークについては、系統(JAグループ)共販のものに限り、かつ、商標出願・登録の状況に記載してある商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務の範囲内を前提とし、次の使用趣旨に合致する行為に対して使用を許可する。

- (1) イベント・フェア等の販促資材
- (2) 出店容器(段ボール等)のマーク
- (3) 販売容器(パック・紙等)のマーク
- (4) 名刺等のマーク
- (5) メディアなどの媒体関係、ホームページなどのIT関係のマーク
- (6) その他「みやざきブランドづくり運動」を展開する上で、必要な資機材(パンフレット・輸送資材・各種)のマーク

※上記については、使用申請書の使用品目に関わる範囲内とする。

## 4. 使用申請

「情熱！みやざき」マークの使用が適当又は必要と考えられる場合は、別途様式の使用申請書及び誓約書によりJA宮崎経済連内のマーク管理部署へ申請を行う。

加えて、JAグループなどの共販ものの取扱いが確認できる資料を添付すること。又は、それに付随する資料を添付すること。

## 5. JAグループなどを利用しない企業・団体等からの使用申請

上記の件について依頼が行われた場合は、JA宮崎経済連内のマーク管理部署の所属長が判断し、申請先に対して使用申請書及び誓約書の提出を求める。

ただし、JAグループなどを利用しない企業・団体等からの依頼については、マーク使用料の発生並びに使用用途について相互理解ができていない事が前提となる。

## 6. 使用許可

「情熱！みやざき」マークの使用の可否については、使用申請書及び誓約書に基づき、JA宮崎経済連内のマーク管理部署が審査を行い、所属長が決定する。決定した際には、許可書を申請先に対して送付する。

ただし、JAグループなどを利用しない企業・団体については、マーク管理部署の審査及び決定されたのち、申請先に使用料請求書を送付する。使用料入金を確認したのち、許可書を送付する。

## 7. 使用料

- (1) JAグループなどを利用しない企業・団体等については、一律50,000円の使用料を徴収する。
- (2) 上記使用料については、1年更新とする。

## 8. 使用者の義務

- (1) 本要領に基づき使用を許諾された企業・団体等については、使用目的以外にマークを転用・転貸してはならない。
- (2) 関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない権利の喪失を招くことのない様に努め、公序良俗に違反する行為を行わないこと。
- (3) 使用許諾を受けた商標に類似した商標を使用又は出願しないものとし、また、承諾なく商標の使用態様を変更しないものとする。
- (4) 第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに許諾者に通知するものとする。
- (5) 商標使用許諾の条件に違反し、許諾者に催告を受けた日から30日を過ぎても是正しない場合は、許諾期間中であっても使用の差し止めに従わなければならないものとする。
- (6) 使用期間終了後は、使用許諾を受けていた商標を使用しないものとし、該当商標を付した商品の残部については、許諾者の指示に従うものとする。
- (7) 商標の使用を中断・取止める場合は、予め許諾者に連絡するものとする。
- (8) 本要領の義務が遵守されていないと本会が判断した場合は、本要領に定める商標の使用を即座に取止めるとともに、本会の指導に従うこと。
- (9) その他使用に関する不明な点については、JA宮崎経済連内のマーク管理部署へ相談・確認すること。

## 9. その他

- (1) この要領に定めない事項ならびに解釈に疑義が生じた場合は、JA宮崎経済連内のマーク管理部署の所属長がこれを決定する。
- (2) 使用資格を有する者であっても、総合的な見地から許諾を与えないことがある。
- (3) この要領が実施される以前に宮崎県ブランド推進本部と使用者が締結した使用許可については、使用申請書に基づく期間・内容等を引き継ぐものである。
- (4) この要領は平成21年7月1日から実施する。

以 上